



# 佐賀県公報

平成19年  
1月26日  
(金曜日)  
第 12858号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (三八・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (三九・〃) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称及び所在地の変更 (四〇・〃) 三

- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調査書の縦覧 (四一・生産者支援課) 三
- 家畜改良増殖法第四条第一項第二号に規定する種畜証明書の交付 (四二・畜産課) 三

- 平成十八年度地籍調査事業計画 (四三・土地対策課) 四

### 公 告

(まちづくり推進課) 四

- 都市計画の決定に伴う関係図書の写しの縦覧
- 選挙管理委員会事項
- 佐賀県選挙管理委員会事務局設置規程の一部改正

(告示・四) 四

### ○ 告 示

(まちづくり推進課) 四

### ●佐賀県告示第三十八号

- 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年一月二十六日

佐賀県知事 古川康

- 一 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 有限会社ナオン

所在地 福岡県福岡市西区西浦字川ヶ千三十八番地一  
事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名 称 デイサービスうりづん

所在地 唐津市二タ子二丁目二番二十九号  
サービスの種類 通所介護

指定年月日 平成十九年一月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人五大樹

所在地 伊万里市大坪町丙千九百二十四番地一  
事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名 称 NPO法人五大樹地域共生ステーションぬくもいホームつくし

所在地 伊万里市大坪町丙千九百二十四番地一  
サービスの種類 通所介護

指定年月日 平成十九年一月一日  
申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人ほたる

所在地 嬉野市嬉野町下野丙五百四十五番地一  
事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名 称 特定非営利活動法人ほたる宅老所しきなみ

指定年月日 平成十九年一月一日  
サービスの種類 通所介護

所在地 嬉野市嬉野町下野丙五百四十五番地一  
申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人扇子

所在地 枝島郡江北町上小田千六百七番地三十六  
事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名 称 ヘルパーステーション扇子

二 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日  
申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人扇子

三 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日  
申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人扇子

四 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日  
申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 有限会社ナオン

五

(一)

所在地 杵島郡江北町上小田千六百七番地三十六  
サービスの種類 訪問介護

指定年月日 平成十九年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人江北なごむの里

所在地 杵島郡江北町惣領分千四百七十三番地口

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 NPO法人江北なごむの里

所在地 杵島郡江北町惣領分千四百七十三番地口

サービスの種類 通所介護

## ●佐賀県告示第三十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定

介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年一月二十六日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ナオン

所在地 福岡県福岡市西区西浦字川フケ千三十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスうりずん

所在地 唐津市二タ子二丁目二番二十九号

サービスの種類 介護予防通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人五大樹

三

(一)

所在地 伊万里市大坪町丙千九百二十四番地一  
事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 NPO法人五大樹地域共生ステーションぬくもいホームつくし

所在地 伊万里市大坪町丙千九百二十四番地一  
サービスの種類 介護予防通所介護

(二)

指定年月日 平成十九年一月一日

(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ほたる

所在地 嬉野市嬉野町下野丙五百四十五番地一  
サービスの種類 介護予防通所介護

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ほたる宅老所しきなみ

所在地 嬉野市嬉野町下野丙五百四十五番地一  
サービスの種類 介護予防通所介護

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人扇子

所在地 杵島郡江北町上小田千六百七番地三十六  
サービスの種類 介護予防訪問介護

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の種類

名称 ヘルパーステーション扇子

所在地 杵島郡江北町上小田千六百七番地三十六  
サービスの種類 介護予防訪問介護

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人江北なごむの里

所在地 杵島郡江北町惣領分千四百七十三番地口  
事業所の名称、所在地及びサービスの種類

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 NPO法人江北なごむの里

所在地 杵島郡江北町惣領分千四百七十三番地口  
事業所の名称、所在地及びサービスの種類

所在地 杵島郡江北町惣領分千四百七十三番地口  
サービスの種類 介護予防通所介護

◎佐賀県告示第四十号

**介護保険法**（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十九年一月二十六日

佐賀県知事  
吉川康

旧	新	名 称	所 在 地	変更年月日
ケアプランサービスこもれび	ケアプランサービス春風		三養基郡基山町大字小倉三〇 六番地二	
鳥栖市田代昌町四六二番地一				平成一九・一・四

◎佐賀県告示第四十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第二項の規定による同意を求めるための事前届け出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調査書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十九年一月二十六日

佐賀県知事  
吉川康

一屆出事項

加入区名	発起人
芦刈加入区	住 所
小城市芦刈町三王崎一三一七一六 小城市芦刈町永田三二六五十五	氏名
本村一美	漁船損害等補償法第百 十三条第一項の申出を する漁業協同組合 芦刈漁業協同組合

## 二 指定漁船調書の縦覧

●佐賀県告示第四十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成十九年一月二十六日

佐賀県知事 古川康

芦刈加入区	加入区名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
公告の日から起算して十五日間			芦刈漁業協同組合

平成19年1月26日(金)

## ●佐賀県告示第414号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の二第一項の規定による、  
平成十八年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成十九年一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一 調査を行う地の名称

伊万里市

二 調査地域

伊万里市南波多町井手野

三 調査期間

平成十九年一月二十六日から平成十九年二月二十六日まで

## ○ 公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第100号）第二十条第一項の規定による都市計画の  
図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に  
供します。

平成19年1月26日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画事業の種類及び名称  
佐賀都市計画道路3・5・36号 水ヶ江鬼丸線  
佐賀都市計画道路3・5・37号 八戸天祐線  
佐賀都市計画道路3・5・38号 草場線  
佐賀都市計画道路3・5・39号 八戸溝線  
佐賀都市計画道路3・5・40号 若宮線  
佐賀都市計画道路3・5・41号 東高木木角線  
佐賀都市計画道路3・5・42号 増田線

この告示は、公布の日から施行する。  
この告示は、公布の日から施行する。

## ●佐賀県選舉管理委員会告示第414号

佐賀県選舉管理委員会事務局設置規程（昭和二十七年佐賀県選舉管理委員会  
告示第十七号）の一部を次のとおり改正する。

平成十九年一月二十六日

佐賀県選舉管理委員会  
委員長 松尾紀男

第一条第一項中「副事務局長二名以内」を「副事務局長三名以内」に改  
る。

## 監 附